

MULエナジーインベストメント株式会社「(仮称)熊本広貝山風力発電事業
計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和2年7月17日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)熊本広貝山風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、MULエナジーインベストメント株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所： 熊本県球磨郡多良木町、相良村、五木村、あさぎり町
- ・原動力の種類： 風力(陸上)
- ・出力： 最大36,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 4月27日
環境大臣意見受理	令和2年 7月 9日
経済産業大臣意見	令和2年 7月17日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、野田
電話03-3501-1742(直通)

MULエネルギーインベストメント株式会社「(仮称)熊本広貝山風力発電事業
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1)対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2)事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

○鳥類に対する影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づき国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故及び移動の阻害等による希少猛禽類への影響が懸念される。また、想定区域及びその周辺は、サシバの渡り経路となっている可能性があることから、渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な

環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。